

水再生プラザ敷地境界等臭気測定業務 仕 様 書

1 業務内容

各水再生プラザの敷地境界、一部水再生プラザの排出水の臭気を測定し、悪臭防止法に基づく規制基準の適合状況を評価した報告書を作成する（試料採取及び報告書作成を含む。）。

2 測定項目及び試料採取場所

(1) 測定項目

①敷地境界の臭気指数（気体）

②排出水の臭気指数

※いずれも、温度、圧力、排出口排出ガス流量等、臭気指数又は臭気排出強度の算出に必要な諸項目の数値測定を含む。

(2) 測定方法

臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）による。各施設の敷地境界の図面については、本市から提供する。本業務対象施設の敷地境界規制基準は臭気指数10以下、排水規制基準は臭気指数26以下である。

なお、通常、不快と感じない臭いについては、臭気と判断しないこと。

(3) 試料採取場所及び検体数

施 設 名	所 在 地	臭 気 指 数	
		敷地境界	排水水
創成川水再生プラザ	北区麻生町8丁目1番15号	2 検体	－
	安春川供給口（北区新琴似5条2丁目）	－	1 検体
拓北水再生プラザ	北区あいの里4条10丁目1番1号	2 検体	－
伏古川水再生プラザ	東区伏古8条1丁目2番35号	2 検体	－
茨戸水再生プラザ	石狩市花川東1000番地	2 検体	－
豊平川水再生プラザ	白石区菊水元町8条3丁目5番1号	2 検体	－
厚別水再生プラザ	厚別区厚別町山本645番地18	2 検体	－
定山溪水再生プラザ	南区定山溪温泉東1丁目50番地	2 検体	－
東部水再生プラザ	白石区東米里2172番地1	2 検体	－
新川水再生プラザ	西区八軒9条西7丁目1番65号	2 検体	－
手稲水再生プラザ	手稲区手稲山口265番地8	2 検体	－
合 計		20検体	1 検体

(4) 試料採取前の注意事項

本市業務担当者に注意事項等を問い合わせること。採取前に付近を巡回して、敷地外の影響のないことを確認してから行うこと。

3 測定地点

(1) 敷地境界（10水再生プラザ）

業務担当職員の指示する地点（原則として風上及び風下。付近他施設の臭気など、当該水再生プラザ以外に由来する臭気の影響がない地点を選定）

(2) 排水

創成川水再生プラザアメニティ施設安春川供給口（北区新琴似5条2丁目）

4 提出書類

(1) 業務履行前まで

- ・業務代理人指定通知書 1部

(2) 試料採取作業開始前まで

- ・試料採取日程表 1部

(3) 業務完了時

- ・完了届 1部
- ・業務報告書（下記5参照）

※業務報告書以外は所定の様式があるので、業務担当職員と打ち合わせることを。

5 業務報告書

業務報告書として、次のものを作成し、提出すること。構成・書式・体裁については、提出前に報告書案（数値部分は空白等で可）を作成し、業務担当職員の指示を受けること。

(1) 報告書 4部

全対象施設について、次のものを含む報告書とすること。

①測定結果一覧表

水再生プラザ名、試料採取年月日、臭気指数、臭気指数基準、基準適合状況を一覧としたもの。

②臭気測定の結果を示す書類

③測定位置図

④試料採取時の気象条件等の測定記録

⑤試料採取状況を示す写真

⑥全官能試験時の判定記録

⑦官能試験状況を示す写真

(2) 報告書の電子ファイル（DVD又はCDに記録したもの） 1枚

上記（1）の内容をExcel、Word又はPDF形式の電子文書として作成し、DVD又はCDに記録したものとする。なお、ウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

6 業務従事者等の配置及び職務

- (1) 委託者は、業務担当職員（業務主任）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務担当職員は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとし、受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

- (2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

7 契約金額の支払い

総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額請求することができる。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

9 留意事項

- (1) 契約締結後ただちに、業務担当職員から優先作業などの業務説明を受けること。
- (2) 測定については、各水再生プラザ、令和7年11月14日までに試料採取すること。
- (3) 試料採取の日程調整等、該当水再生プラザ担当者との必要な連絡調整は受託者が行うこと。作業日程については、該当水再生プラザ担当者と打合せ後、業務担当職員に報告すること。
- (4) その他詳細については、業務担当職員の指示によること。